

運動の重点

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と正しい横断

- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を渡ろうとしている人や渡っている人がいる場合、ドライバーは横断歩道の手前で一時停止して歩行者に道を譲りましょう。
- 信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
- 道路への飛び出しや車両の直前直後の横断、斜め横断はやめましょう。
- 幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導に努めましょう。
- 子供がいるご家庭では、交通安全教育について話をする機会を持ちましょう。



葛城市立忍海小学校6年
井森 未来さんの作品

飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。
- グループで飲食店に行く際は、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- 自転車の飲酒運転も違反対象です。

薄暮時と夜間の交通事故防止

- 運転者の方はスピードを控え、日没時間の概ね1時間前からライトを点灯しましょう。また、対向車等に配慮しながらライトを上向き（ハイビーム）に切り替え、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 薄暮時・夜間の外出時は、明るく目立つ色の服装の着用や反射材を活用しましょう。また、自転車利用者は、必ずライトを点灯しましょう。



香芝市立五位堂小学校4年
高倉 紗弥さんの作品

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席に着席する場合もシートベルトを着用しなくてはなりません。運転者だけでなく、同乗する全ての人がシートベルトを着用しているか確認しましょう。
- 幼児を乗車させるときは、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

自転車の安全利用の推進と自転車乗用中の交通事故防止

- 自転車安全利用五則を守り、交通ルールを遵守しましょう。
- 傘、イヤホン、スマートフォン等を使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。
- 頭部を守るためヘルメットを着用しましょう。
- 万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。
- 定期的に自転車の点検整備を行きましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- 5 子どもはヘルメットを着用



橿原市立八木中学校2年
辻 星花さんの作品

令和3年度 年末年始の交通事故防止運動 奈良県実施要綱

運動期間

令和3年12月15日(水)～令和4年1月5日(水)

スローガン

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

令和3年度奈良県交通安全ポスター優秀作品



金賞

五條市立牧野小学校4年
井上 愛琉さんの作品



金賞

大淀町立大淀中学校3年
永井 彩加里さんの作品

《主唱》 奈良県・奈良県交通対策協議会

飲酒運転根絶!

- アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させ、安全運転に必要な注意力などを低下させます。お酒を飲んだときは、絶対に車両を運転してはいけません。
- 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。運転者はもちろん、酒類の提供者、車両の提供者や同乗者にも厳しい行政処分と罰則が科されます。
- グループで飲食店に行く際は、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。



広めよう ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパー運動とは、お酒を飲まない人を決めておき、その人が飲酒した仲間を安全に自宅まで送るといふ飲酒運転防止の運動です。



天理市立南中学校2年
山田 奈乃絆さんの作品

高齢ドライバーの方へ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 体調不良を感じた時は、運転を控えましょう。
- 事故防止機能搭載のセーフティ・サポートカーS(サポカーS)の利用を推奨します。



生駒市立桜ヶ丘小学校6年
川口 真歩さんの作品

「サポカー／サポカーS」とは?



「セーフティ・サポートカー(サポカー)」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

自転車利用者の方へ

交通事故被害を防ぎましょう

- 自転車事故被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。
- 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(自転車条例)により、65歳以上の高齢者は、自転車利用時、ヘルメットの着用に努めなければなりません。

自転車損害賠償責任保険(自転車保険)に加入しましょう

- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の際、自身と相手を守るためにも、自転車の所有者や利用者は自転車保険に必ず加入しましょう。
- 自転車条例により加入が義務となっています。

デリバリーサービス業務で自転車を利用される方へ

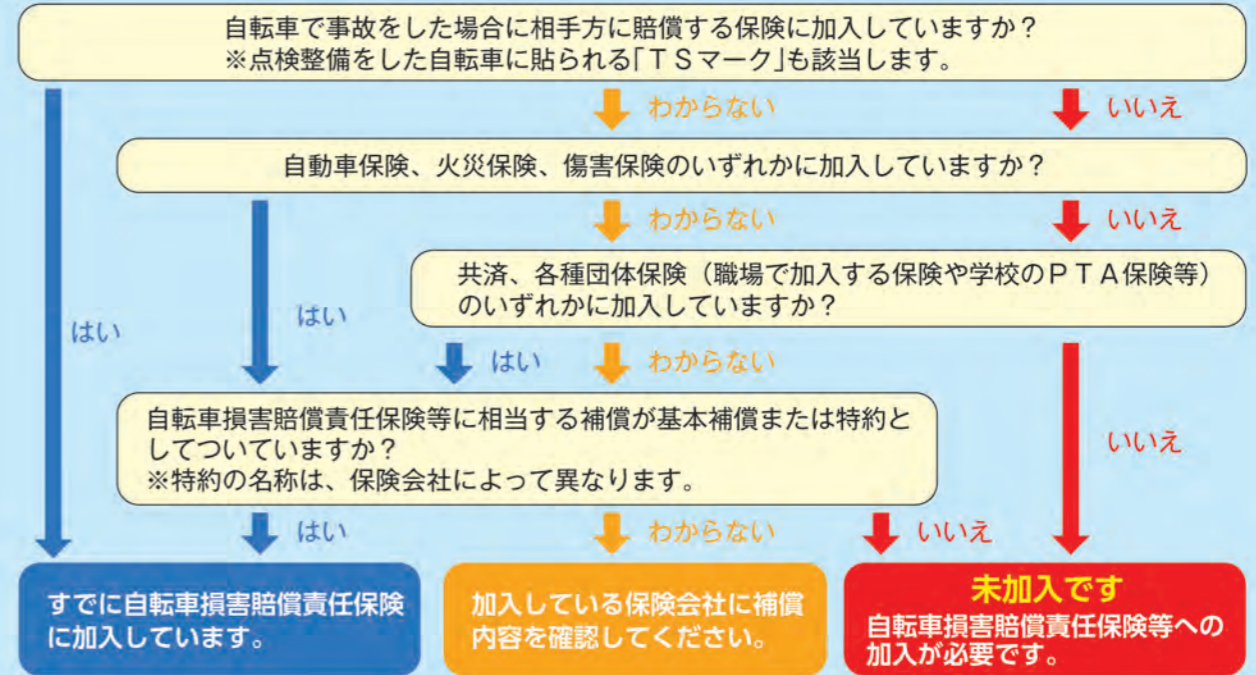
- 配達中に交通事故に遭ったり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないように、常に事故防止に努めましょう。
- 携帯電話等の「ながら運転」は禁止です。
- 業務中の事故や個人の事故に対応した自転車保険に加入できているか、契約中の保険の内容を確認しましょう。



奈良市立京西中学校1年
大西 詩音さんの作品

現在契約中の保険の内容をしっかりと確認しましょう!

自転車保険加入確認チェックシート



橿原市立八木中学校2年
下間 里奈さんの作品



大淀町立大淀中学校3年
新城 つぐみさんの作品



五條市立北宇智小学校4年
福塚 月乃さんの作品



天理市立前栽小学校4年
東 恭一郎さんの作品

奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。
無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎: 0742-27-8731)
相談日 月・火・木・金曜日(祝日・年末年始除く)
8:30~16:45
※定期巡回相談(県内4市町)も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口
☎0742-27-7013(平日9:00~17:00)
自転車条例ページ
<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>



啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。
詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで。
(☎: 0742-27-8730)